

親族が亡くなったけど
登記していない…

空き家をどう
処分しよう??

相続

遺産 登記

令和6年4月1日から

相続登記が義務化
されました

司法書士による 空き家等相続相談会

開催日：令和8年11月1日(日)

時間：10時～15時

※相談時間は1組45分程度

場所：アズビィホール 会議室

料金：無料

予約：予約申込は電話にて下記まで
田野畑村役場 企画観光課
☎0194-34-2111 (内線65)

※申込締切 令和8年10月26日(月)

なお、予約なしの来場でも相談可能です

主催：岩手県司法書士会

共催：岩手県青年司法書士会

協力：田野畑村



日司連公式
キャラクター
しほ〜しし®